

(案)

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、こい（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和8年 月 日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐 藤 由 也

1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面において、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 放流

こいを放流すること。ただし、採捕したこいを同じ水域に放流する場合及びコイヘルペスウイルス病が確認されていない水域において次に掲げる要件のいずれにも該当するこいを放流する場合を除く。

ア 放流しようとする水域で自家生産されていること。

イ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査）により陰性が確認されていること。

（2） 遺棄

生死を問わず、こいを遺棄すること。

（3） 知事が別に定める水域からの持出し

コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると知事が認めた場合において、知事が別に定める水域からこいを持ち出すこと。ただし、次に該当する場合を除く。

ア コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために疾病検査を実施する場合

イ その他コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための対策を実施する場合

2 指示期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで